

### 3 臨時的一般生活費

(問6-34) 保育所入所支度費の支給

保育所入所支度に要する費用については、就労に伴う子の託児費として就労収入から控除することが認められているが、疾病その他により、就労収入がない場合に、当該費用を支給することはできるか。

保育所入所支度に要する費用については、本来、次官通知第7-3-(5) その他の必要経費、「イ就労に伴う子の託児費」として、就労収入から控除すべきものである。

しかし、疾病その他により家庭での保育が困難なため、保育所へ入所させる場合には、局長通知第6-2の(5)のアの(イ)に定める額の範囲内で、被服費として支給して差し支えない。

(参照)

問7-21 「保育所等入所支度金の収入認定の取り扱い」

(問6-35) おむつ代の計上方法

常時失禁状態にある患者等について、おむつ等の費用を計上する場合の手続を示されたい。

紙おむつ代を計上する場合は、被保護者からの申請書を提出させた上、その要否につき主治医等の診断を求め、6か月の範囲内で必要と認める期間について計上する。

主治医等の診断を求める場合の方法は、検診命令による検診結果を記載した書面、医療要否意見書、電話等による主治医等の意見聴取等必要に応じて適当な方法によるものとする。

その後の更新は、6か月以内の期間ごとに、上記と同様の手続を行うこととするが、被保護者からの申請書の提出は、おむつの計上が続いている場合には、初回限りで足りるものである。

なお、病院訪問又は家庭訪問等の際、事実の確認に留意する。

また、救護施設入所者のおむつ代について、やむを得ないと認められるときは、当分の間、入院患者と同様の要件・手続により計上できることとする。

留意点として、おむつと尿取りパットを併用する場合、限度額以内で支給することは可能である。

出産時入院している間の新生児のおむつ代は、出産を控えて新生児のために必要な被服費（局第6-2（5）ア（エ））の一部として支給（一時扶助）が可能である（出産後でも4週間以内に保護申請があった場合は支給可）が、出産後引続き必要となるおむつ代は、その新生児に計上される第1類費で賄うべきものとなるので留意すること。

23

(問6-35-2) 特別な事情における布団代の支給について (新設)

保護開始時または長期入院・入所後退院した場合以外に布団代を計上できる場合はあるか。

正常な日常生活を営む能力に欠けている等特別な事情があり(たとえば、常時失禁等により布団が使用に耐えない等)、現に最低生活の維持に必要な不可欠な被服等(布団も含む)を欠いている場合は、一時扶助の対象たりえる。

別冊問答集問7-36

(問6-36) 家具什器費の認定基準

保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない場合等には、家具什器費を支給できることとなっているが、その際の認定基準について示されたい。

家具什器費の認定に当たっては、次の点に留意のうえ、支給する。

1 臨時的最低生活費（一時扶助）の基本的な考え方

被保護者は、経常的な最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要のすべてを賄うべきであるが、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらを支給しなければならない事情があるときに限って、一時扶助は認定されるものである。

2 家具什器費を認定する場合の特別の需要

局長通知第6の2の(6)のア、イ、ウ、エ（保護開始時、長期入院後の退院等の場合の単身者、災害、転居）のいずれかの場合に該当すること。

この他、被保護世帯が世帯分割する場合、簡易宿所からアパートへ転居する場合等も、上記1の考え方に照らし、真にやむを得ない事情があれば認定することができる。

3 認定する家具什器の範囲

- (1) 炊事用具、食器、食卓等の居宅における食事のために直接必要な物品
- (2) 衣類等の収納具
- (3) 照明用具、カーテン等居室に不可欠の物品及び暖房器具
- (4) 清掃、洗濯等のための器具
- (5) その他最低生活に直接必要な物品（娯楽用品、消耗品は、対象外。）

4 認定する場合の留意点

- (1) 最低生活に必要な不可欠な物資を欠いているかどうかは、必ず実地に訪問調査のうえで確認する。
- (2) 申請のあった家具什器を支給しなければならない事情があるかどうかは、当該被保護者の個別の事情を十分に把握・検討のうえで判断しなければならない。  
保護開始時、長期入院後の退院等の場合の単身者、災害、転居の場合のそれぞれで事情が異なるものであるから、それに応じた家具什器の種類、規格等を認定する。
- (3) 24,700円の額により難いと認められるときは、39,600円の範囲内において、支給することができる。

また、更にこの限度額を超えて費用を必要とする特別な事情があると認められるときの取扱いについては、(問12-15)の「特別基準設定に係る情報提供の事務処理要領」を参照されたい。

(注) 下線部分の額（家具什器費）は平成17年度基準

**(問6-37) 入院患者との連絡に要する移送費**

被保護者のいずれかが入院した場合、入院患者との最小限度の連絡に要する移送費の支給が認められているが、支給する際の留意点について示されたい。

入院患者との連絡に要する移送費については、その必要性（病院からの要請、主治医の指示等）を確認して計上することを原則とするが、毎月1回の連絡のための移送費（生活扶助・臨時的一般生活費）は、通常、必要があるものと認め、計上することができる。

なお、計上した場合は、移送費を必要とした事実を確認する。

局長通知 第6-2(7)ア(ク)

(問6-38) **精神科デイケア参加移送費**

保健所等で行われるデイケア参加については、生活扶助の移送費を支給することとなっているが、診療報酬の対象となるデイケアに参加する場合は医療扶助による移送費を支給するものであるか。

保健所等において精神保健業務として行われる社会復帰相談指導事業等を活用する場合、局長通知第6-2-(7)-ア-(セ)-cにより、移送費を支給できることとなっている。この場合の移送費は生活扶助費であるが、医療移送の対象となる病院等が行う場合は医療扶助運営要領第3-9-(2)-ア-(ア)により医療扶助移送費として移送費を支給することになる。ただし、デイケア活動の一環として、ハイキングや見学会等、所(院)外での活動が行われる場合には、医療移送の対象となる病院等が実施する場合においても、生活扶助による移送費を支給することとなる。

なお、ハイキングや見学会等、所(院)外での活動に対する移送費として支給できる内容は交通費のみであり、参加費、見学料及び入園料等は対象とはならない。また、宿泊を伴う活動への移送費は認定できない。

医療移送の対象となる病院等について不明の場合は、東京都福祉保健局生活福祉部保護課医療係で確認できる。

(デイケア参加について医療移送の対象となる医療機関については、ブロック別事務打合わせ会議資料(平成18年7月)を参照のこと。)

(問6-39) 断酒会宿泊研修会への参加移送費

断酒会の実施する宿泊研修会に参加する場合、移送費を認定することができるが、その要件について示されたい。

局長通知第6-2-(7)-(セ)-bによる宿泊研修会参加のための移送費支給の要件は、次のいずれをも満たすことが必要である。

- ① 居宅（施設入所も可）で生活していて、断酒のための努力をしている者
- ② 宿泊研修の日程が2泊3日以内であること
- ③ 原則として、都内（近隣県についてはやむを得ないときに限り可）で実施されるものであること
- ④ 研修会であって、大会でないこと
- ⑤ 参加回数が、年間1回までであること

（注）移送費として認定できる費目は、交通費、宿泊料及び飲食物費であり、これ以外の参加費については、認められない。

※なお、薬物依存・中毒者が「ダルク」等の民間リハビリテーション施設が行う研修会等に参加する場合は、当該事業に対して国若しくは地方公共団体からの補助が行われている場合や保健所、精神保健福祉センター等が後援する場合で、参加する対象者の社会復帰に効果が期待できると認められる場合には支給することができる。

都ブロック会議 平成7年秋、平成9年秋  
生活と福祉 平成11年5月

(問6-40) 家財保管料

医療機関に入院している単身の被保護者が、家財を自家以外の場所に保管する必要があるときは、家財保管料を認定することができることとなっている。

家財保管料を認定する際の留意点について、示されたい。

1 家財保管料認定の対象者

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所している単身の被保護者で、やむを得ない事情により家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできない者。

また、住居を失ったばかりの者が当面の居所として無料低額宿泊所や簡易宿所等を利用する場合、生活用品等の家財はあるものの保管場所がないケースが見受けられる。今まで使用していた家財を失う可能性もあり、居宅設定後に生活用品を最初からそろえることにより自立を阻害する場合がある。直近までアパート生活を送っていた者であれば居宅生活が可能と判断される場合が極めて多いことから、次のように取り扱う。

アパート設定までの一時的居所として利用することを実施機関が認め、かつ短期間にアパート設定することを援助方針としている場合に限り、無料低額宿泊所や簡易宿所等（入居できる先がなくビジネスホテル等を利用した場合も含む）を利用する者についても家財保管料の支給を認める。その場合、保管するものとしては、当該被保護者が一時的居所として利用する場所に持ち込めない家具什器等とする。

2 認定額及び期間

入院入所（入院入所後被保護者となったときは、被保護者になったとき）後1年間を限度として月額13,000円以内の額。

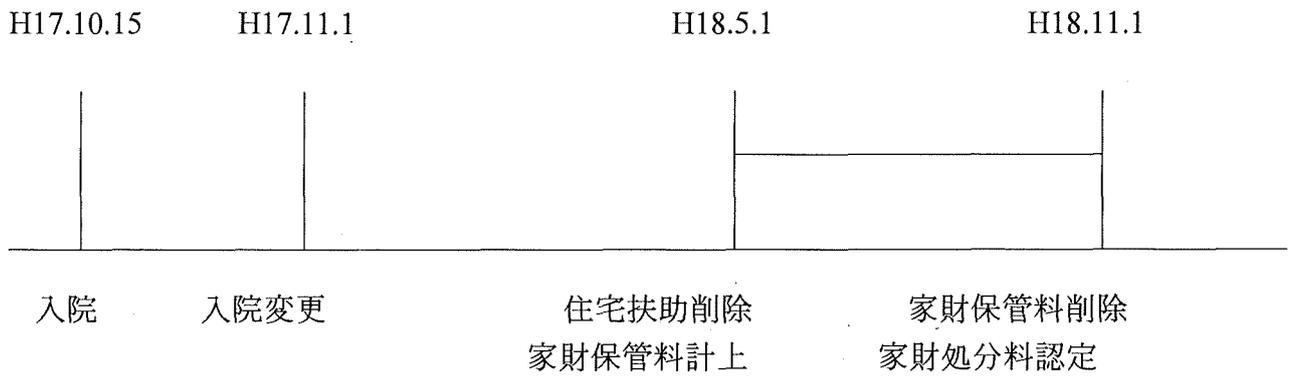
実施機関限りで特別基準の設定があったものとして認定することができる。

明らかに1年以上の入院入所が見込まれる者は除かれる。

3 住宅費が既に認定されている場合

家財保管料が認定できる期間は1年間であるため、入院入所後既に住宅費が認定されている場合は、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲内において認定する。

(例)



局長通知第7-2-(10)-エ

## (問6-41) 家財処分料

単身の被保護者が当初は6か月間以内の入院の見込みということで、引き続き家賃を計上していたが、その後、結果として退院の見込みが立たなくなり、家賃の計上ができなくなった。

この場合、家財処分料を計上することができるか。

家財処分料については、局長通知第7-2-(10)-オにおいて、以下のとおり規定されている。

「借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院又は入所し、入院又は入所見込期間（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者となった時から）が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差し支えない。」

家財処分料は、被保護者が入院した当初の時点においても、一定期間家賃を計上した後においても、あるいは、一定期間家財保管料を計上した後においても、家財の処分が必要となったときには計上することができる。なお、家財保管料を必要とする場合、家財の一部は処分して、その残りを倉庫に預けることにするというように、家財処分料と家財保管料の両方を同時に計上することも可能である。

複数世帯員がいる場合についても、例えば、老夫婦のみの世帯において、時期を同じくして施設等に入所し、その後居宅に戻る見込みがない場合や、また、母子世帯において、母が婦人保護施設等、子が児童施設等にそれぞれ同時に入所するなどして、居宅を明渡す必要が生じ、家財を処分せざるを得ない場合（ただし家財保管料を計上を認める場合には、当該期間中を除く）などについても、同様に取扱うこととして差し支えない。

なお、単身の被保護者が死亡した場合の家財の処分費用については、死亡と同時に扶助を行う対象者が不在となることから、計上することができないものである。

（単身の被保護者が死亡した場合の家財の処分費用と遺留金品の取扱いについては、問6-89での説明を参照のこと。）

別冊問答集 問7-73